

1. 開会日時・場所

日時 令和4年9月22日(木) 午後2時00分  
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員 18名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	田坂 友彦	2番	寶田 清隆	3番	—
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	上田 励二
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁恵	12番	久留本 忠美
13番	河村 博	14番	花山 哲男	15番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	林 壽彦	18番	山口 龍子
19番	武郷 勝巳				

欠席委員

3番 新庄 實雄

3. 議事録署名人

2番 寶田 清隆 19番 武郷 勝巳

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 茂見 鉄平 主任主事 檀上 周  
農林水産課 専門員 宗行 洋二 主事 高下 勇氣

5. 審議事項

第62号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第63号議案 農地法第4条の規定による許可申請について  
第64号議案 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について  
第65号議案 非農地証明申請について  
第66号議案 農用地利用集積計画について  
第67号議案 三原農業振興地域整備計画の変更について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、18名で定足数に達しておりますので、第9回総会は成立しております。

なお、3番 新庄委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、2番 寶田委員、19番 武郷委員を指名します。

議長 それでは、申請に基づく議題に入ります。

議事日程は、日程第1を第62号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど事務局から提案のありましたように、日程第5第66号議案から日程第6第67号議案を先に審議します。

議案書をご覧ください。

議長 日程第5 第66号議案を上程します。

農用地利用集積計画について、三原市長から決定を求められるものです。  
第 66 号議案に係る資料 66 の第 1 番から第 114 番について審議します。  
本議案は、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限の規定により 3 回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。  
担当者の説明を求めます。

事務局

それでは、第 66 号議案 農用地利用集積計画について説明いたします。  
この農用地利用集積計画の決定は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、三原市長からの令和 4 年 9 月 9 日付け文書番号三農水第 1413 号によって決定を求めるものです。  
今回、利用権設定を計画する農用地は、議案書 7 ページの中段に記載の地域別面積集計表に記載しております。  
〇〇地域で、件数 28 件、筆数 50 筆、面積 56,958 m<sup>2</sup>  
〇〇地域で、件数 9 件、筆数 33 筆、面積 43,578.41 m<sup>2</sup>  
〇〇地域で、件数 6 件、筆数 16 筆、面積 29,958.11 m<sup>2</sup>  
〇〇地域で、件数 3 件、筆数 15 筆、面積 29,932 m<sup>2</sup>  
合計で 46 件、114 筆、面積 160,426.52 m<sup>2</sup>の農用地利用集積計画が提出されています。  
利用権を設定する農用地については、資料 66 の 1 ページから 9 ページに記載しており、利用権の開始予定日は全て令和 4 年 10 月 1 日です。  
全体説明は以上です。

議 長

これからは個別に審議します。  
はじめに、資料 66 の借手が農事組合法人〇〇の案件を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長

それでは、担当者の説明を求めます。

事務局

それでは説明します。  
〇〇地域で件数 9 件、筆数 15 筆、面積 20,272 m<sup>2</sup>、農地の受け手は農事組合法人〇〇です。  
以上で説明は終わります。

議 長

担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。  
〇〇番委員は入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長

続いて資料 66 の 94 番から 95 番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長

それでは、担当者の説明を求めます。

事務局

それでは説明します。  
〇〇地域で、件数 2 件、筆数 2 筆、面積 5,005 m<sup>2</sup>、農地の受け手は株式会社〇〇です。  
以上で説明は終わります。

議 長

担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。  
〇〇番委員は入室してください。

・・・委員入室・・・

議長 続いて、先ほど審議した議事参与の制限の案件を除く、第1番から第114番を審議します。  
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明します。  
〇〇地域で、件数19件、筆数35筆、面積36,686㎡  
〇〇地域で、件数9件、筆数33筆、面積43,578.41㎡  
〇〇地域で件数4件、筆数14筆、面積24,953.11㎡  
〇〇地域で件数3件、筆数15筆、面積29,932㎡、農地の受け手は農用地利用集積事業計画のとおりです。  
以上で説明は終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、第66号議案について、第1番から第114番は、全て原案のとおり承認決定されました。

議長 次に日程第6 第67号議案を上程します。  
三原農業振興地域整備計画の変更について、三原市長からの諮問です。  
第67号議案に係る資料67の農用地区域の除外及び変更について審議します。  
それでは、担当者の説明を求めます。

事務局 議案書8ページをお開きください。第67号議案 三原農業振興地域整備計画の変更の諮問について説明します。

説明に先立ちまして、一点お詫び申し上げます。事前に送付させていただいた資料67について、送付後に広島県と協議を行い、一部を修正しました。本日配布した資料67が修正後のものですので、差し替えをお願いします。

この三原農業振興地域整備計画の変更は、農業振興地域の整備に関する法律によるもので、三原市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、令和4年9月8日付け文書番号三農水第1316号にて意見を求めるものです。

本日配布させていただきました、資料67をご覧ください。

三原農業振興地域整備計画の変更について説明します。資料67に、農用地区域の除外申請及び農業委員会が行った非農地通知によるもの計30件、農用地区域の用途区分変更申請によるもの計4件を記載しています。面積は除外申請及び非農地通知によるものが109,347.46㎡、用途区分変更申請によるものが573㎡となっています。

地域別では、除外申請及び非農地通知によるものが

〇〇地域で5件、45,730.94㎡

〇〇地域で9件、5,708㎡

〇〇地域で10件、50,800.52㎡

〇〇地域で7件, 7,108 m<sup>2</sup>となっています。件数については, 〇〇地域と〇〇地区で非農地通知によるもの1件が重複して含まれています。

続いて用途区分変更によるものが

〇〇地域で1件, 199 m<sup>2</sup>

〇〇地区で1件, 29 m<sup>2</sup>

〇〇地区で2件, 345 m<sup>2</sup>となっています。

なお, 除外申請によるもののうち, 第1種農地は8番, 12番, 24番となっており, 予定用途は8番が資材置場, 12番が墓地, 24番が養魚水田です。8番と12番は集落接続の要件に, 24番は既存施設の拡張の要件に該当しますので, 第1種農地の不許可の例外に当たります。残る申請は全て第2種農地です。

以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
三原農業振興地域整備計画の変更について, 原案のとおり承認することに, 賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって, 本案は原案のとおり承認されました。  
ここで, 農林水産課の職員は説明が終わりましたので退席します。お疲れ様でした。

議長 次に日程第1 第62号議案を上程します。  
農地法第3条の規定による許可申請について, 第73件から第78件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。  
第62号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。  
第73件は, 〇〇から八幡町垣内の〇〇が, 八幡町垣内〇〇 地目: 畑 333 m<sup>2</sup>を, 以前から耕作管理しており, 譲り受けて引き続き耕作するものです。  
第74件は, 〇〇から沼田東町納所の〇〇が, 沼田東町納所〇〇 ほか1筆 地目: 田 合計164 m<sup>2</sup>を, 自宅から近く, 規模拡大のため譲り受けるものです。  
当該案件は, 第8回定例総会で別段面積の特例区域が設定された農地です。  
第75件は, 〇〇から明神2丁目の〇〇が, 本郷北1丁目〇〇 ほか3筆 地目: 田 合計3,410 m<sup>2</sup>を, 新規就農するため, 生前贈与により譲り受けるものです。  
第76件は, 〇〇の相続人が不存在のため, 相続財産管理人を介して, 久井町羽倉の〇〇が, 久井町羽倉〇〇 ほか3筆 地目: 田2筆 畑: 2筆 合計1,969 m<sup>2</sup>を, 居住地から近く, 規模拡大のため譲り受けるものです。  
第77件は, 〇〇から広島市西区己斐上4丁目の〇〇が, 久井町羽倉〇〇 ほか3筆 地目: 田 合計2,956 m<sup>2</sup>を, 以前から耕作管理しており, 譲り受けて引き続き耕作するものです。  
第78件は, 〇〇から, 久井町土取の〇〇が, 久井町土取〇〇 地目: 田 2,320 m<sup>2</sup>を, 以前から耕作管理しており, 譲り受けて引き続き耕作管理するものです。  
以上, 申請案件は, 全て農地法第3条の許可要件を満たしています。  
農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

8番 第73件, 9月18日に21番推進委員と現地を確認しました。事務局が説明したとおりで, 問題はないと思います。

2番 第74件, 9月17日に24番推進委員と現地を確認しました。申請地は国道にかかる〇〇橋から南へ600m進んだ右手側, 坂の上になります。現状耕作しておられ, 自宅からも近く問題ないと思います。

- 17 番 第 75 件，9 月 17 日に 27 番推進委員と現地確認を行いました。先ほど事務局から説明があったとおり，生前贈与とのことで別に問題ありません。
- 1 番 第 76 件，第 77 件，第 78 件を続けて報告いたします。  
いずれも 9 月 17 日に 3 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員と現地確認を行いました。第 76 件の地番〇〇と〇〇は雑草がすごく生えておりますが，事務局の説明どおりで問題ないと思います。
- 議 長 地元委員の調査報告は，承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。  
  
・・・挙手なし・・・
- 議 長 第 76 件について，事務局から補足説明があります。
- 事務局 先ほどの 1 番委員の調査報告の中で，第 76 件の地番〇〇と〇〇の 2 筆について，雑草等が繁茂しているという話がありました。これは事務局も事前の現地確認で把握していましたので，申請書を持って来られた相続財産管理人である司法書士さんに聞き取りを行っています。司法書士さんも現地の状態は把握しており，これはどうなのかと思ったそうですが，譲受人である〇〇と話をしたところ，〇〇は現在 6,000 m<sup>2</sup>を超える農地を耕作しており，この荒れた 2 筆についてもきちんと耕作可能な状態にして耕作するという申し出があったため，この 2 筆も含めて 3 条申請したということでした。  
事務局からは，耕作できる状態にないということで不許可になる可能性もあるということは伝えていますが，譲受人の〇〇がきちんと耕作する意思を持っているということは確認できています。
- 議 長 その他質疑等ございませんか。
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地法第 3 条の規定による許可申請，第 73 件から第 78 件の本案は，原案のとおり許可決定することについて，賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって，本案は原案のとおり許可決定することに決しました。  
次に日程第 2 第 63 号議案を上程します。  
農地法第 4 条の規定による許可申請について，第 17 件を審議します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 4 ページをご覧ください。第 63 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。  
第 17 件は，〇〇が，本郷町船木〇〇 ほか 1 筆 地目：田 合計 1,449 m<sup>2</sup>について，畑への農地改良のため一時転用するもので，内容は嵩上げ 2.0m，転用期間は許可後 1 年間です。  
許可基準は，1 種農地の不許可の例外：農地法施行令第 4 条第 1 項第 1 号イ「一時的な利用に供するために行うものであって，当該利用の目的を達成する上で農地を供することが必要であると認められるもので，農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること」に該当します。  
農地法第 4 条の規定による許可申請についての説明は以上です。
- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 7 番 第 17 件，9 月 17 日に 28 番推進委員と現地確認を行いました。申請地は〇〇より西へ 4.8km，山陽自動車道の高架下に位置します。進入路から約 1m 低いため，盛土をして畑として利用するものです。特に問題ないと思います。農地区分は第 1 種農地です。
- 議 長 地元委員の調査報告は承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。  
  
・・・挙手なし・・・

- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地法第 4 条の規定による許可申請，第 17 件の本案は，原案のとおり許可決定することについて，賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって，本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。  
可決されました第 17 件については，農地法第 4 条第 5 項の規定により広島県農業会議へ意見聴取し，許可されることに異議ありませんの回答を得た場合には，許可書を交付することに異議ありませんか。
- ・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議がありませんので，そのように許可事務を進めます。  
次に日程第 3 第 64 号議案を上程します。  
農地法第 5 条の規定による許可申請について，第 107 件から第 110 件を審議します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 5 ページをご覧ください。  
第 64 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。  
第 107 件は，〇〇から〇〇が，深町〇〇 ほか 1 筆 地目：田 合計 325 ㎡について，使用貸借権の設定により宅地に転用するもので，内容は住宅 1 棟です。  
第 108 件は，〇〇から〇〇が，深町〇〇 地目：田 341 ㎡について，所有権の移転を受け宅地に転用するもので，内容は住宅 1 棟，駐車場 2 区画です。  
第 109 件と第 110 件は，関連案件のため併せて説明します。  
第 109 件は，〇〇から本郷町南方〇〇 ほか 6 筆 地目：田 合計 2,547 ㎡を  
第 110 件は，〇〇から本郷町南方〇〇 地目：田 360 ㎡を  
それぞれ株式会社〇〇が所有権の移転を受け，太陽光発電施設に転用するもので，内容は太陽光パネル 170 枚，12 棟，発電量 49.5kw 規模です。  
申請地は，いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で，許可基準は農地法第 5 条第 2 項第 2 号：「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。  
農地法第 5 条の規定による許可申請についての説明は以上です。
- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 16 番 第 107 件と第 108 件が担当案件なので，続けて報告いたします。  
第 107 件，これはもう現状埋め戻しをされておりまして。特に問題ないと思います。  
第 108 件は現状，建設会社の使用地になっておりまして，もう耕作放棄されています。事務局の説明どおり問題ないと思います。  
9 月 18 日に 20 番推進委員と現地を確認しまして，どちらも第 2 種農地です。
- 4 番 第 109 件，第 110 件は関連案件のため一括して報告します。  
農地区分はいずれも第 2 種農地です。9 月 16 日に行政書士立ち合いのもと，29 番推進委員と現地確認をいたしました。問題ないと思います。
- 議 長 地元委員の調査報告は承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地法第 5 条の規定による許可申請，第 107 件から第 110 件の本案は，原案のとおり許可決定することについて，賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって，本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

- 議 長 次に日程第4 第65号議案を上程します。  
非農地証明申請について、第24件を審議します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書6ページをご覧ください。第65号議案 非農地証明申請について説明します。  
第24件は、〇〇から、大和町和木〇〇 ほか4筆 地目：田3筆 畑2筆 合計3,778㎡について、昭和45年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。申請地は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。  
非農地証明申請についての説明は以上です。
- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 9 番 第24件、9月17日に37番推進委員と現地確認をいたしました。現在、すでに桜などが植えてあって山林化しております。農地区分第2種農地です。
- 議 長 地元委員の調査報告は承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
非農地証明申請、第24件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 以上、審議事項を終了し、続いて報告協議事項に入ります。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 1 農地法関係諸証明事務等について  
○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 5件  
○農地法第5条の規定による農地転用届出受理 3件  
○農地法第5条の規定による許可不要案件 1件  
○農地転用(農業用施設)届出受理 1件  
○納税猶予に関する適格証明 1件  
○取消願 1件  
○取下願 1件
- 2 その他  
○今後の日程  
令和4年第10回定例総会 10月25日(火)14時
- その他、何かありませんか。  
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。  
ご苦労さまでした。